

# 柳澤会計グループ新サービスのご案内！

新しい節税対策

コスト削減

老後資金準備

人不足対策

## 中小企業向けの確定拠出年金 「選択制401k」

「**確定拠出、やらぬは損**」といった日本経済新聞の記事（H27.10.14）をはじめ、今確定拠出年金の話題が新聞などで取り沙汰されています。

柳澤会計グループでは、この度「**社長一人から（orだけの）加入可能**」

「従業員の加入は**選択自由**」「個人型確定拠出年金と違い**全額損金**」

「従業員の福利厚生拡充により**採用にもプラス**」

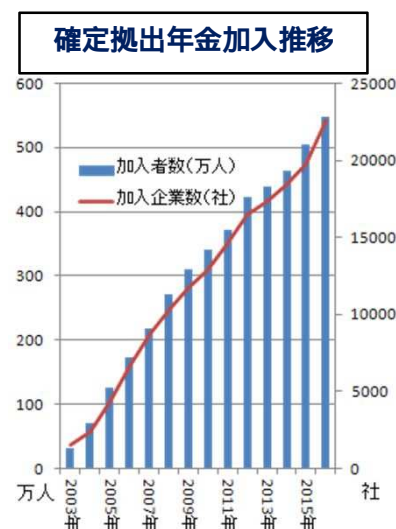
とメリット多数の選択制確定拠出年金の導入サポートを始めました。

まだ、あまり知られていない本制度ですが、加入者は右図にあるように毎年右肩上がりです。

そこで企業型確定拠出年金の個別**無料**相談会を実施します。

早く始めれば始めるほど節税メリット等が大きくなります。

お早めにお申し込みください。



出典：厚生労働省HPより

詳細は裏面をご確認ください！

# 選択制確定拠出年金のメリット



具体的に年間どれくらいの効果があるのですか？

選択制確定拠出年金に拠出した場合の効果の一例です。

	役員	役員	社員	社員	社員	社員
年齢	55	50	45	40	35	30
掛金設定	55,000	55,000	25,000	20,000	15,000	10,000
基本給	800,000	650,000	400,000	350,000	280,000	250,000
社会保険料の負担減少（年間）	28,056	74,172	54,630	36,624	34,260	33,960
諸税金の負担減少（年間）	172,000	157,900	37,400	23,300	13,900	7,600
個人の負担減少（年間）（円）	200,256	232,072	92,030	59,924	48,160	41,560

現在支給される給与や役員報酬の中から掛金を拠出します。掛金は3,000円～55,000円の範囲で任意に決めることができます。「手取りが減るのでは意味がない」と思いがちですが、実は従業員にとって有利な結果になるケースが多くあります。理由としましては、「給与から確定拠出年金の掛金控除後の額を基に所得税や住民税の計算をするため、結果的にその分の税金や社会保険料の負担が減るから」です。（給与の総支給額は変わりません。）



3重の節税とはどういうことですか？

掛金が「**非課税**」になる

確定拠出年金として毎月拠出される掛金は、所得税や住民税の課税対象から除外されます。

運用中の利益が「**非課税**」になる

株式等の通常運用では利益に20%課税されますが、確定拠出年金では運用期間中の利益は非課税になります。

老後に受け取る際に「**節税の優遇**」がある

受取金を一時金で受け取った場合も、年金として受け取った場合も節税の優遇があります。

相談無料！お電話お待ちしております！

TEL：0266-71-1154



社会保険労務士法人 柳澤会計

長野県茅野市本町西1-40  
代表 野口 栄治

